

入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本事業に係る入札説明書等については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和元年 10 月 29 日
近畿地方整備局

事業名：国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業
入札公告日：令和元年 10 月 8 日

(赤枠のうちの赤字が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付 1 事業契約書（案） 目次</p> <p>第 54 条（中間技術検査） 19</p> <p>第 3 節 工事監理業務..... 20</p> <p>第 55 条（工事監理業務の実施及び管理） 20</p> <p>第 4 節 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び整備工事業務の完了及び整備施設の所有権移転..... 20</p> <p>第 56 条（事業者による完成検査） 20</p> <p>第 57 条（発注者による既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び整備工事業務の確認） 20</p> <p style="border: 2px solid red;">第 58 条（発注者による完成通知書の交付） 21</p> <p>第 59 条（本施設の引渡し） 21</p> <p>第 60 条（部分使用） 21</p> <p>第 61 条（本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置） 21</p> <p>第 62 条（瑕疵担保） 22</p> <p>第 63 条（技術提案の履行） 22</p>	<p>○添付 1 事業契約書（案） 目次</p> <p>第 54 条（中間技術検査） 19</p> <p>第 3 節 工事監理業務..... 20</p> <p>第 55 条（工事監理業務の実施及び管理） 20</p> <p>第 4 節 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び整備工事業務の完了及び整備施設の所有権移転..... 20</p> <p>第 56 条（事業者による完成検査） 20</p> <p>第 57 条（発注者による既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び整備工事業務の確認） 20</p> <p>第 58 条（発注者による完成確認通知書の交付） 21</p> <p>第 59 条（本施設の引渡し） 21</p> <p>第 60 条（部分使用） 21</p> <p>第 61 条（本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置） 21</p> <p>第 62 条（瑕疵担保） 22</p> <p>第 63 条（技術提案の履行） 22</p>

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付1 事業契約書（案） 第58条</p> <p>(発注者による完成通知書の交付)</p> <p>第58条 「発注者」は、前条に定める検査の結果、「本施設」及び「成果物」が「要求水準」のとおり完成していることを確認した場合には、当該確認の日から7日以内に、「本施設」及び「成果物」についての完成通知書を「事業者」に対して交付する。</p> <p>2 「発注者」は、前条に定める検査の結果、「本施設」及び「成果物」が「要求水準」のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第4項の請求に対して「事業者」が是正の対応を行ったことをもって、検査を完了とすることができ、前項の定めにしたがう。</p>	<p>○添付1 事業契約書（案） 第58条</p> <p>(発注者による完成確認通知書の交付)</p> <p>第58条 「発注者」は、前条に定める検査の結果、「本施設」及び「成果物」が「要求水準」のとおり完成していることを確認した場合には、当該確認の日から7日以内に、「本施設」及び「成果物」についての完成通知書を「事業者」に対して交付する。</p> <p>2 「発注者」は、前条に定める検査の結果、「本施設」及び「成果物」が「要求水準」のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第4項の請求に対して「事業者」が是正の対応を行ったことをもって、検査を完了とすることができ、前項の定めにしたがう。</p>

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付1 事業契約書（案） 第63条</p> <p>(技術提案の履行)</p> <p>第63条 「事業者」は、「本事業」の入札手続きにおいて「技術提案」を行った場合には、「事業計画書」に定める「引渡前倒予定日」又はそれ以前の日（以下、「変更後引渡予定日」という。）に「引渡予定日」を変更する旨を、調査・設計業務完了時に、「発注者」に対して通知するものとする。なお、「引渡前倒予定日」及び「変更後引渡予定日」は、「事業年度」の末日でなければならない。</p> <p>2 前項に従い、「事業者」が「発注者」に対して、「引渡予定日」を変更する旨を通知した場合、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件として、「引渡予定日」を、前項の通知に定める変更後引渡予定日に変更するための契約変更を行う。</p> <p>3 「事業者」が、本事業の入札手続きにおいて「技術提案」を行ったにもかかわらず、事業者の帰責事由により第1項に従い発注者に対して通知した「変更後引渡予定日」より引渡が遅延した場合、「事業者」は、「発注者」に対して、「本件工事費等」の10分の1に相当する額を違約金として、「発注者」の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>○添付1 事業契約書（案） 第63条</p> <p>(技術提案の履行)</p> <p>第63条 「事業者」は、「本事業」の入札手続きにおいて「技術提案」を行った場合には、「事業計画書」に定める「引渡前倒予定日」又はそれ以前の日（以下、「変更後引渡予定日」という。）に「引渡予定日」を変更する旨を、調査・設計業務完了時に、「発注者」に対して通知するものとする。なお、「引渡前倒予定日」及び「変更後引渡予定日」は、「事業年度」の末日でなければならない。</p> <p>2 前項に従い、「事業者」が「発注者」に対して、「引渡予定日」を変更する旨を通知した場合、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件として、「引渡予定日」を、前項の通知に定める変更後引渡予定日に変更するための契約変更を行う。</p> <p>3 「事業者」が、本事業の入札手続きにおいて「技術提案」を行ったにもかかわらず、事業者の帰責事由により第1項に従い発注者に対して通知を行わない場合、「事業者」は、「発注者」に対して、「本件工事費等」の10分の1に相当する額を違約金として、「発注者」の指定する期間内に支払わなければならない。</p>